

平成20年
3月17日(月)
までに申告を!!

所得税から住宅ローン控除額を引ききれない方へ 町県民税で

「住宅ローン控除」ができません

税源移譲によって所得税が減額となり、税額から控除できる「住宅ローン控除額」が減る場合があります。平成18年末までに入居し、所得税の住宅ローン控除を受けている方で、所得税から控除しきれなかった額がある場合は、翌年度分の町県民税(所得割)から、その残額に相当する金額を控除できます。

ただし、この控除を受けるためには、申告が必要となりますので、ご注意ください。



◇申告が毎年必要です!!

平成20年以降、町県民税の住宅ローン控除の適用を受けるためには、毎年、申告が必要となります。

申告方法 ●「町県民税・住宅借入金等特別税額控除申告書」を提出してください。

提出期限 ●毎年、原則として3月15日まで提出してください。

※平成19年分の所得税から控除しきれない額が発生した場合、平成20年3月17日(月)までに提出

提出先と提出方法 ●「所得税の確定申告」をする場合としない場合で異なります。

「町県民税・住宅借入金等特別税額控除申告書」の提出方法

| | |
|-------------|-------------------------------|
| 「確定申告」をしない方 | 「源泉徴収票」を添付して、町税務課へ提出 |
| 「確定申告」をする方 | 「所得税の確定申告書」とともに、税務署または町税務課へ提出 |

税源移譲とは…

身近でより良い行政サービスを行うため始めた、国から地方への「税源移譲」。これに伴い、ほとんどの方は、平成19年から所得税(国税)が減り、その分6月から町県民税(地方税)が増えています。

しかし、あくまでも税源の移し替えなので「所得税+町県民税」の負担額は基本的には変わりません。

Q 「町県民税の住宅ローン控除額」の金額はいつ決まるの?

A 「住宅ローン控除可能額」と「税源移譲前の税率を用いて算出した所得税額」のいずれか少ない金額から「所得税の住宅ローン控除額」を差し引いた金額となります。

【詳しくは、モデルケースを参照】

Q 会社で年末調整している人だけ「町県民税」の対象になるの?

A 年末調整している給与所得者の方については、平成19年分の「給与所得の源泉徴収票」から、摘要欄に「住宅借入金等特別税額控除可能額」が記載されます。この金額が、同じ源泉徴収票に記載された「住宅借入金等特別控除の額」より大きい場合に、町県民税の住宅ローン控除の対象となります。「町県民税・住宅借入金等特別税額控除申告書」に源泉徴収票を添付して、町税務課へ申告してください。

Q 平成19年1月1日以降に入居した場合は?

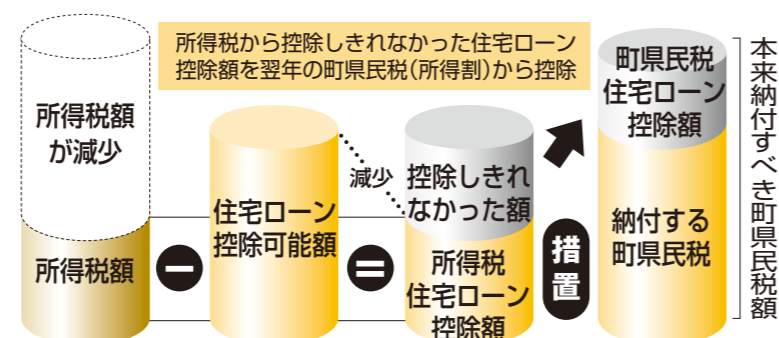
A 「町県民税の住宅ローン控除」の適用はありません。

A あくまでも対象となるのは、平成18年末までに入居し、所得税の住宅ローン控除を受けている方で、税源移譲による影響で、控除額を引ききれなくなった額がある場合だけです。

なお、所得税において、新たな住宅ローン控除制度が設けられましたので、詳しくはお問い合わせください。

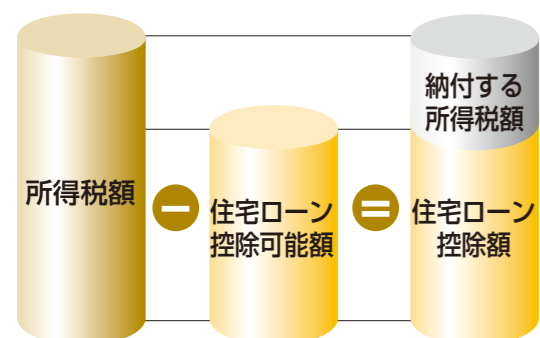


税源移譲後



これまで所得税から控除できた住宅ローン控除額が減少

税源移譲前



◎住宅ローン控除モデルケース

「夫婦+子供2人 給与収入700万円(住宅ローン控除可能額:27万円)の場合」

※子供のうち1人は特定扶養親族(16~22歳)で、一定の社会保険料が控除されているものとして計算しています。
※住宅ローン控除額は、一定の条件で試算した場合の例です。



税源移譲前

| | 控除前の税額 | 住宅ローン控除額 | 税額 |
|------|-------------|----------|---------|
| 所得税 | 263,000 (イ) | 263,000 | 0 |
| 町県民税 | 196,000 | — | 196,000 |
| 合計 | 459,000 | 263,000 | 196,000 |

申告しないと…

申告すれば…

税源移譲後

| | 控除前の税額 | 住宅ローン控除額 | 税額 |
|------|---------|-------------|---------|
| 所得税 | 165,500 | 165,500 (ウ) | 0 |
| 町県民税 | 293,500 | — | 293,500 |
| 合計 | 459,000 | 165,500 | 293,500 |

控除額が減少し、負担が増加する。

税源移譲後

| | 控除前の税額 | 住宅ローン控除額 | 税額 |
|------|---------|-------------|---------|
| 所得税 | 165,500 | 165,500 (ウ) | 0 |
| 町県民税 | 293,500 | 97,500 (エ) | 196,000 |
| 合計 | 459,000 | 263,000 | 196,000 |

住宅ローン控除額が減少しないよう、町県民税(所得割)から控除します。

【申告した場合の計算例の解説】

「住宅ローン控除可能額(ア)」と「税源移譲前の税率を用いて算出した所得税額(イ)」のいずれか少ない金額から「所得税の住宅ローン控除額(ウ)」を差し引いた金額が「町県民税の住宅ローン控除額(エ)」となる。

(計算式) 270,000円(ア) > 263,000円(イ)
⇒ 263,000円(イ) - 165,500円(ウ) = 97,500円(エ) 【町県民税の住宅ローン控除額】

お問い合わせ ● 税務課課税係 ☎(76)5402